

令和5年度高知県介護事業所デジタル化支援事業費補助金（介護ロボット導入支援事業）
実施要領

1 趣旨

この要領は、令和5年度介護事業所デジタル化支援事業費補助金における介護ロボット導入支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象範囲等

(1) 介護ロボット

次の i から iv の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

i 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護（非装着型）、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、要綱別表第2を参照すること。）。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

○ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

○経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

iv その他

介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。

- i Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の WiFi 非対応型のインカムを含む。）
- iii 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。

※介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

3 導入計画の作成及び導入効果の報告・公表

(1) 導入計画の作成

活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボットを導入する事業者については、導入計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口や介護生産性向上総合相談センターに相談すること。

(2) 導入効果の報告

本事業において介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行った事業者については、導入年度の内容を導入翌年度に、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、別途、通知する。

4 その他

他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及び通信環境の整備については、本事業

における補助の対象とはならないことに留意すること。

例えば、各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」
においては、装着型又は非装着型の移乗介助機器が助成の対象となる。